

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条の後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

第三十四条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第五十一条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十五条中「第四十三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第五十八条中「第五項」を「第七項」に、「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

（国民年金法及び確定給付企業年金法の一部改正）

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「署名押印した」を「記名した」に改める。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三百三十九条の二

二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第一項

（農業信用保証保険法の一部改正）

第二十三條 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項中「いう」の下に「第七十七条第十号において同じ」を加える。

第五十一条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第五十三条の見出しを「決算報告」に改め、同条中「決算報告書」を「主務省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第七十七条第十号中「書類を」を「書類若しくは電磁的記録を」に改め、「提出せず」の下に「若しくは提供せず」を加え、「書類に記載すべき」を「書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第二十四條 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第四項中「署名押印」を「署名」に改める。

第六十一条第十三項中「第九項本文」を「第十項本文」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項に」を「第十一項に」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「当該買取指定者」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により第七項前段に規定する請求をするか否かを催告することができる。この場合において、当該第五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

第六十一条第九項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 買取指定者は、前項の規定による書面による通知に代えて、法務省令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けるべき区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知することができる。この場合において、当該買取指定者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第六十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

（不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第三十九条第二項

二 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第三十九条第二項

（漁業災害補償法の一部改正）

第二十六条 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「いう」の下に「。第二十条第十二号において同じ」を加える。

第五十八条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第六十条の見出しを「決算報告」に改め、同条中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第二百条第十二号中「書類を」を「書類若しくは電磁的記録を」に改め、「提出せず」の下に「若しくは提供せず」を加え、「書類に記載すべき」を「書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項中「前二項」を「第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項に、行う」を「それぞれ行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「政令で定める」を「第三項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届」を「最初の転入届等」に、「は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届」を「が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村長（以下この条において「転入予定地市町村長」という。）に通知しなければならない。

第八条第二項中「及び第二号」を「第二号」に、「各同数」を「及び第三号に掲げる委員各同数」に改め、同項第二号中「から」の下に「主務大臣と」を加え、「それぞれ又は」を「とが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 主務大臣又はその指名する職員

第八条第三項中「六人」を「九人」に改め、同条第六項中「委員は」を「委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第二号に掲げる委員が」に、「又は」を「若しくは」に、「その」を「それぞれその」に改める。

第十三条第一項中「代表者会議が」の下に「主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第三項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条第二項中「又は理事長は、それぞれ」を「は」に改め、「ときは」の下に「主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第四項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

第三十九条第三号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改める。
附則第九条の次に次の二条を加える。

(デジタル基盤改革支援基金)

第九条の二 機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金(以下この条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 第二十二号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を用い)を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ 地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう)に関する支援

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

4 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
第九条の三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む)は、基金に係る業務として機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く)中「各省各庁」とあるのは、「地方公共団体情報システム機構」と、「各省各庁の長」とあるのは、「地方公共団体情報システム機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七号第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは、「地方公共団体情報システム機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは、「地方公共団体情報システム機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第五十八号 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

4 第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によつてされたときは、その契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十九号 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五号第二項の表改正前厚生年金保険法第百七十六号の二第二項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百七十六号の二第二項	基金(第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会を含む)又は連合会	基金(第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会を含む)又は連合会
	署名押印した	署名押印した
附則第三十八号第二項の表第百七十六号の二第二項の項を次のように改める。	署名押印した	署名した
第百七十六号の二第二項	基金(第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会を含む)又は連合会	連合会

(行政不服審査法の一部改正)

第六十号 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条中「確認し、陳述人に押印させなければ」を「確認しなれば」に改める。